

## 別表

経費の区分	補助要件	補助対象経費	必要書類
1 島外からの引っ越しに係る経費		引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1) 不要となった家財道具の処分に係る手数料 (2) 家財道具の運搬のために利用した車両、台車、はしご等に係るリース費用 (3) 引越業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用 (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	(1) 引っ越しに係る費用であることを確認できる領収書又はその写し
2 龍郷町内の住宅賃借に係る経費	保育士と配偶者双方又はいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。	龍郷町内の住宅を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。 (1) 駐車場代（住宅の賃貸借契約とは別に駐車場のみを借りている場合）、地代、光熱費、設備購入費 (2) 生活保護による住宅扶助その他勤務先等から住宅手当が支給されている場合の当該手当分 (3) 地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分 (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	(1) 建物賃貸借契約書の写し (2) 給与所得がある場合は住宅手当支給証明書（別記第5号様式） (3) 事業実施期間内の住宅賃借に係る費用であることを確認できる領収書又はその写し
3 町内の転入に伴う新規の住宅取得に係る経費	(1) 保育士と配偶者双方又はいずれか一方が当該住宅の所有者の名義人となっていること。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関係法令に適合した住宅であること。 (3) 事業実施期間内に住宅の引渡しを受けた住宅であること。 (4) 店舗等との併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。	転入に伴い新たに住宅取得する際に要した費用。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1) 旧住宅の解体撤去に要する費用 (2) 土地の購入費 (3) 住宅又は土地の登記に要する費用 (4) 国、県又は町の住宅取得に係る他の補助を受けた工事に要する費用 (5) 賃貸の用に供する予定の住宅の工事に要する費用 (6) 自らが設置工事を行う機器、設備等の購入費 (7) 移動又は取り外し可能な機器若しくは製品（テレビ、冷蔵庫、オーブン等）の購入費 (8) 併用住宅における住宅部分以外の工事費（内外部の住宅部との併用部分は面積按分で算出する。） (9) 保育士と配偶者の双方又はいずれか一方が工事業者である場合の労務費。ただし、材料費は補助対象とする。 (10) 造園、門扉、堀又は外構の工事費 (11) 合併処理浄化槽設備の工事費 (12) 太陽光発電システムの工事費	(1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 住宅の全景写真 (3) 事業実施期間内の新規住宅取得に係る費用であることが確認できる領収書等写し

		(13) 他の制度の補助等の対象として補助を受ける部分に係る費用 (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	
4 町内の転入に伴う住宅のリフォーム費用	保育士と配偶者の双方又はいずれか一方の住所が当該リフォームを行う住所になっていること。	転入に伴い住宅をリフォームする際に要した費用。ただし、次に掲げる費用については補助対象としない。 (1) 倉庫、車庫の修繕、改築に係る工事費用 (2) 植栽、門扉、フェンス等の外構に係る工事費用 (3) 家電（エアコン、洗濯機等）の購入、設置に係る費用 (4) 国、県又は町の住宅改修に係る他の補助を受けた工事に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	(1) 工事請負契約書の写し又は内訳の分かる見積書の写し (2) 事業実施期間内の住宅のリフォームに係る費用であることを確認できる領収書の写し